

県と市町村とのまちづくりに関する
連携協定
～ 活用マニュアル ～

令和元年 5 月

県と市町村とのまちづくりに関する連携協定
～ 活用マニュアル ～

目 次

1. まちづくり連携協定について	1
2. まちづくり包括協定（市町村単位）	5
3. 検討体制の構築.....	6
4. まちづくり基本構想（地区単位）	10
5. まちづくり基本計画（地区単位）	12
6. 県による支援について	14
7. まちづくりの進め方（留意点）について	20

1. まちづくり連携協定について

1.1 奈良県が目指すまちづくりの実現

人口の急激な減少と高齢化を背景として、県内のまちを取り巻く情勢は、ますます厳しさを増す中、各地域における活力の維持・向上を図りながら、様々な世代の住民が安心できる健康で快適な生活環境を実現することが重要である。そのためには、地域の中心となる拠点における都市機能の集約や低未利用地の活用、各地区の特色や地域資源を活かした取組等を進めることにより、賑わいのある住みよいまちづくりを進めていく必要がある。奈良県は、こうした考えのもと、広域的な観点から、地域創生に資する、駅、病院、社寺、公園などの拠点を中心としたまちづくりを進め、その特色に応じた機能の充実・強化を図るとともに拠点間相互の連携を強化させることによって、県全体として総合力を発揮する都市形成を目指している。

そのため、まちづくりに前向きでアイデアや熱意のある市町村において、その方針が上記の考え方をはじめとする県のまちづくりに関する方針と合致するプロジェクトについては、県と市町村で連携協定を締結し、協働でプロジェクトを実施し、奈良県の目指すまちづくりの実現を図る。

1.2 まちづくり連携協定の効果

(1) プロジェクトの効率的な推進

県と市町村が段階的に協定を締結して構想や計画を協働で策定することにより、まちづくりの目的意識が明確化される。また、県のまちづくりに関する方針と合致するプロジェクトが県内各市町村において進むとともに、まちづくりの重要な要素と考えられる県道や県有施設の整備活用といった県事業と市町村事業を一体的に実施することにより、事業の相乗効果が見込まれるといったメリットがある。

(2) 地域の機運醸成

まちづくりの方針や取組が県と合意したプロジェクトであることを対外的に打ち出すことにより、地域の機運醸成が図られ、プロジェクトの効果的な推進につながることを期待できる。また、地域に入り込んで話し合いや検討を行うことにより、県・市町村職員と住民との関係が深まり、他事業の円滑な推進にも寄与することが期待できる。

(3) 横断的連携による体制強化

協定を締結した地区ごとに検討体制を整備して構想や計画づくりを行うしくみとなっているため、医療、福祉、産業振興など分野横断的な検討が行われやすい環境がつくられることにより、プロジェクトが加速化されることが期待される。

(4) まちづくりのスキルアップ

検討の方法や進め方、他都市の先進事例など県が有するノウハウや情報を市町村も共有することにより、市町村職員のまちづくりのスキルアップを図るとともに、市町村が主催するまちづくり検討会等に県職員が参加することによって、現場感覚が磨かれ県職員のスキルアップにつながることも期待できる。

1.3 まちづくり連携協定の基本的な進め方

プロジェクトの進捗にあわせ、段階的に協定を締結し、今後の進め方やこれまでの検討内容等について県と市町村で相互に確認し合いながらまちづくりを進める。包括協定、基本協定、個別協定の3つの段階を設定し、まちづくりの将来像の実現を目指すものである。

① 包括協定締結段階 【市町村単位】

- ・ まちづくりを検討することについて県と市町村で合意した地区において、まちのコンセプトや基本方針などを定める基本構想の策定を目指す。県から市町村に対して技術支援を実施する。

② 基本協定締結段階 【地区単位】

- ・ 基本構想の実現に向けて、具体的な事業内容や事業スケジュールなどを定めるまちづくり基本計画の策定を目指す。県から市町村に対して技術的支援を実施する。

③ 個別協定締結段階 【事業単位】

- ・ 一定の要件を満たす市町村事業に対し、県費補助や県有資産の譲渡額の減免など県が市町村に財政支援を実施する。
- ・ 個別協定を締結する事業は、原則として基本計画に記載された事業とする。

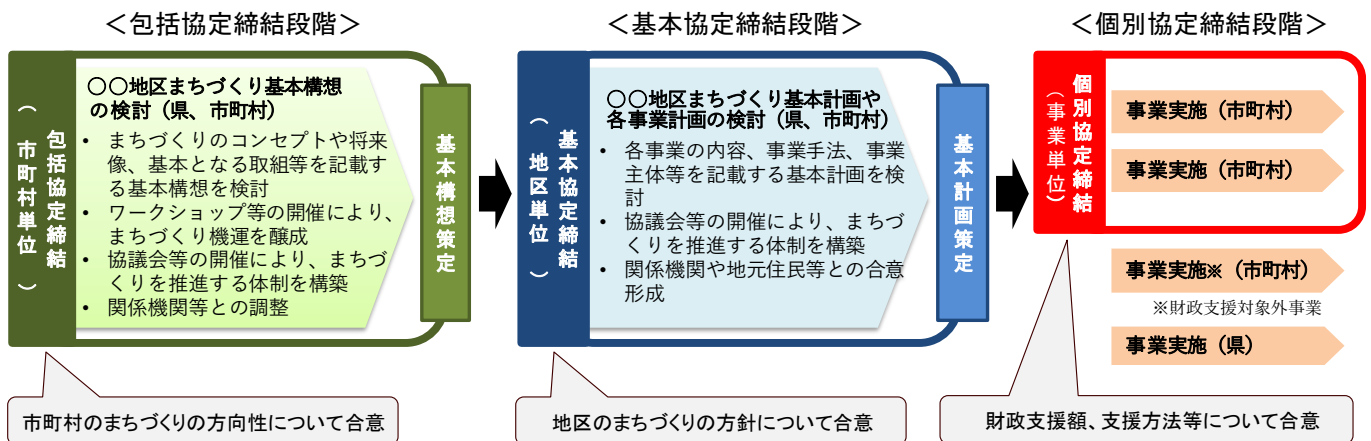


図 1 まちづくり連携協定の一般的な流れ

1.4 まちづくり連携協定の流れ

1.3 項で示した包括協定締結から個別協定締結までの流れは、下図フロー「まちづくり連携協定の流れ（詳細）」によることを原則とする。

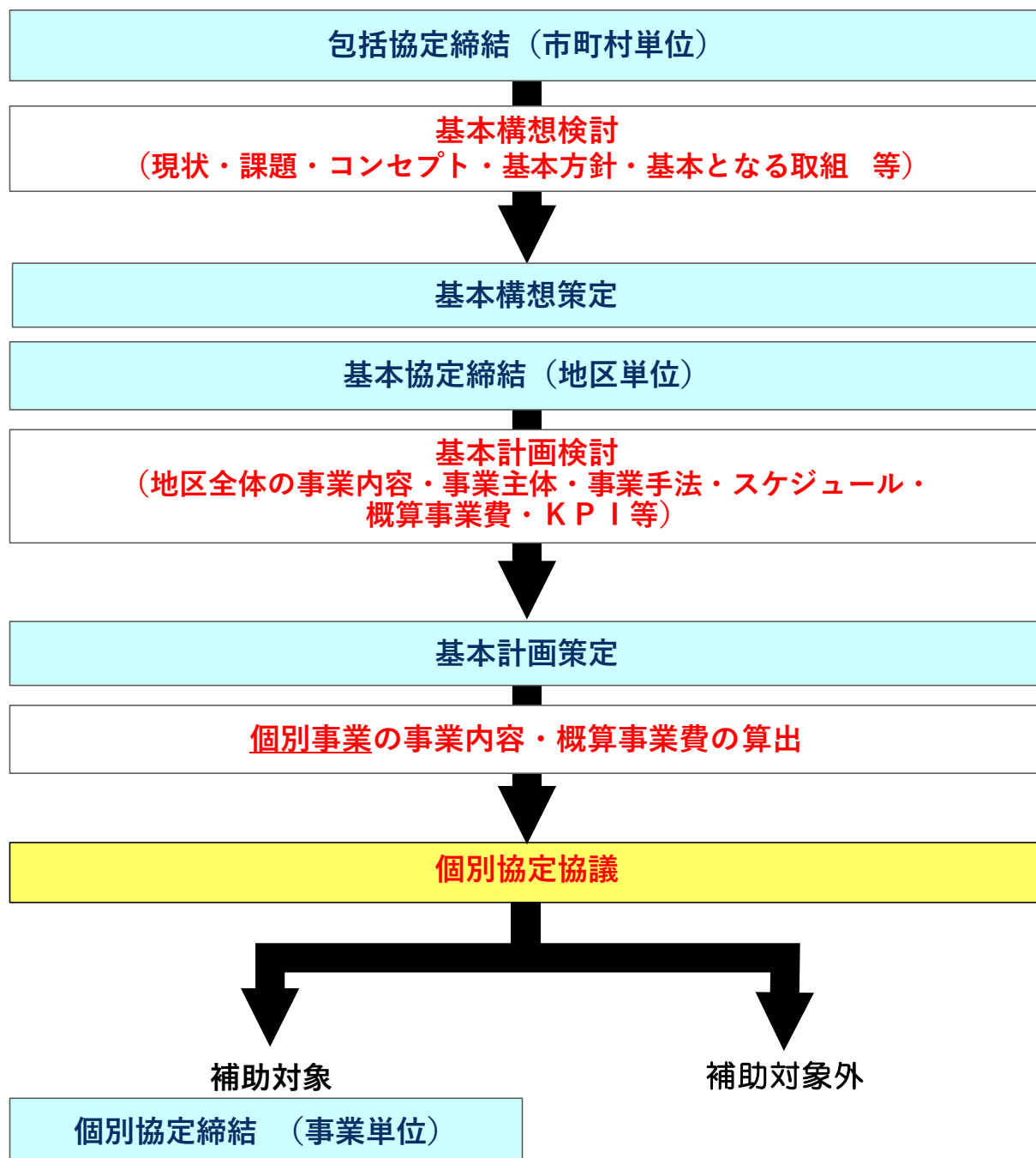


図 2 まちづくり連携協定の流れ（詳細）

○個別協定協議の原則ルール（下図「個別協定協議の原則ルール（イメージ）」参照）

- ※ 1. 個別協定協議を行う事業については、個別協定締結希望年度の前年度における市町村が県に対して行う予算要求協議時点（10月頃）に、県の予算要求担当課に対して内容および事業費等、個別協定協議時に必要となる資料を揃えて情報提供を行うこととする。
- ※ 2. 個別協定協議は、個別協定締結希望日の4ヶ月以上前に県の予算要求担当課へ事前相談を開始し、個別協定締結希望日の3ヶ月以上前に協議を開始することとする。
- ※ 3. 事業着手までに個別協定を締結していることを補助の条件とする。（個別協定締結前の着手は補助対象外）

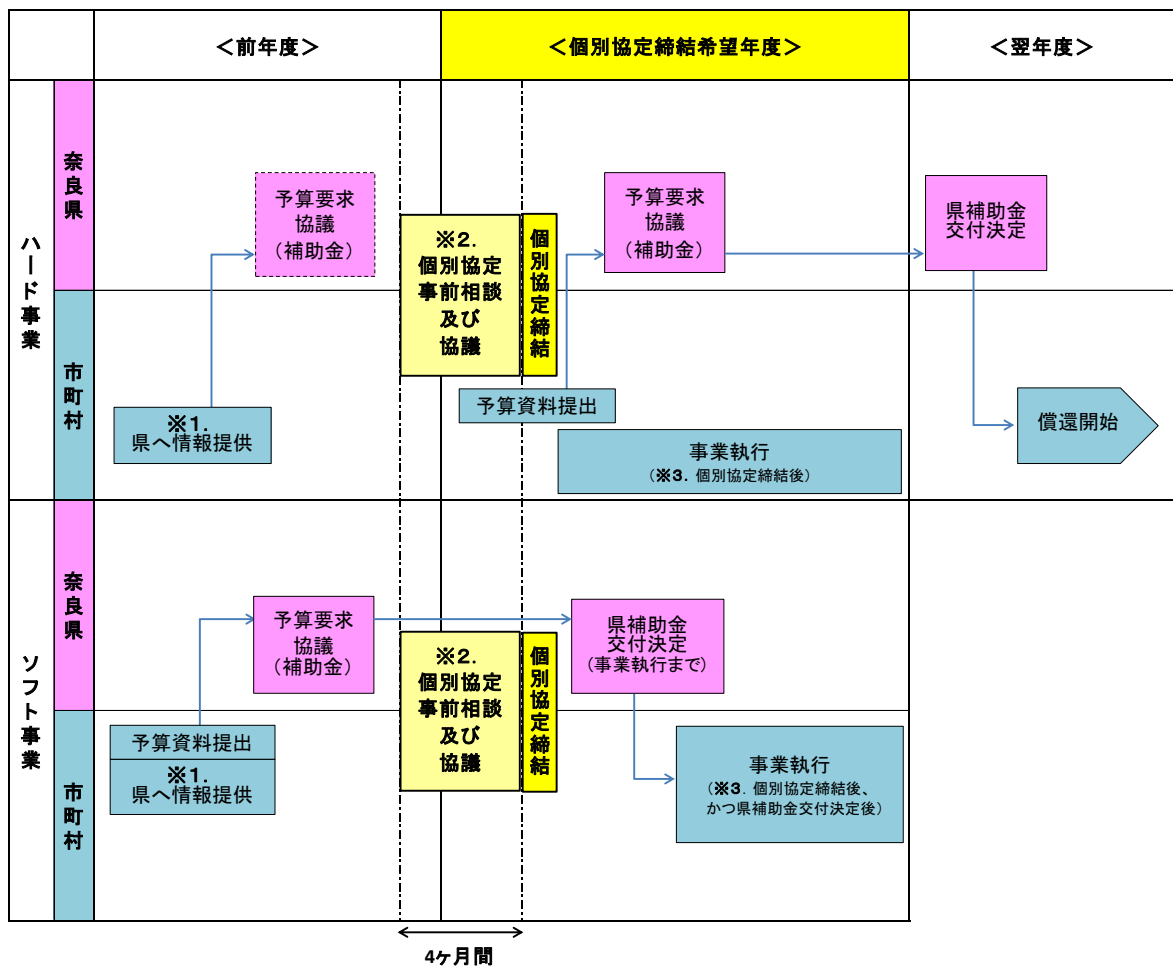


図 3 個別協定協議の原則ルール（イメージ）

2. まちづくり包括協定(市町村単位)

2.1 包括協定におけるまちづくりの考え方

県と市町村が協働でまちづくりを検討する地区について合意するにあたり、課題や背景、まちづくりのコンセプト、基本となる取組イメージなど当該地区のまちづくりの方向性を整理した「まちづくりの考え方」を協議する必要がある。この「まちづくりの考え方」は、包括協定締結時に公表するものとする。(包括協定締結済の市町村において、新たに地区を追加する場合も同様とする。)

(1) まちづくりのテーマ例

「まちづくりの考え方」では、人口減少・少子高齢化を踏まえ、今後も持続可能な地域にしていくために、ハコモノの整備など部分的な問題の対症療法ではなく全体的な視点から取組を推進するため、対象とする地区が抱える解決すべき課題を抽出し、地区の特性に合わせたまちづくりの方針を設定する必要がある。ここでは、方針を検討するにあたり、まちづくりのテーマ例を以下に示す。

- 中心拠点への都市機能の集約化
- 駅を中心とした都市機能の再生
- 病院を中心とした健康・福祉のまちづくり
- 寺社参道周辺における景観形成づくり
- その他地域資源を活用したまちづくり
- 公園を中心としたにぎわいづくり
- 雇用促進を目指したまちづくり
- 県有資産のまちづくりへの有効活用
- 公民館、集会所などの拠点（小さな拠点）を中心とした暮らしがつづく集落づくり
- 生活サービス維持のための拠点づくりや仕組みづくり

(2) 「まちづくりの考え方」作成にあたっての留意事項

「まちづくりの考え方」は、以下の留意事項を踏まえて作成するものとする。

- ① 対象地区における取り組みたい内容や地域資源等を記載しているか。
- ② 個別のプロジェクト事業だけになっていないか。
(周辺を含めたまちづくり計画となっているか)
- ③ 核となる事業が、概ね5～10年で着手可能なものとなっているか。
- ④ 対象地区の設定にあたっては、拠点（不特定多数の人が利用可能な施設）を中心としたコンパクトなエリア設定となっているか。
- ⑤ 対象地区における課題、コンセプトが明確なものとなっているか。
- ⑥ 対象地区の取組が県との事前協議を十分に反映した内容となっているか。
- ⑦ 地域の課題やニーズに合ったまちづくりとなっているか。
- ⑧ 担当課だけでなく、他課の政策も含む分野横断的な検討がなされた内容となっているか。

3. 検討体制の構築

3.1 まちづくり基本構想策定にあたっての検討体制

まちづくり包括協定を締結したのち、まず、基本構想を検討する地区における検討体制を構築することとなる。

検討体制における構成員は、市町村及び県関係課職員を必須とし、必要に応じて、地元代表、関係団体、学識経験者等を加えた組織になると考えられる。また、地域住民等の意見も反映させながら、基本構想の策定を進めていくこととする。

以上を踏まえ、これまでに行ってきた市町村における基本構想の検討体制について、例として紹介する。

<ケース1> 高取町 土佐街道及び高取城跡周辺地区

まちづくり検討委員会及びワーキング会議は県及び町職員にて構成、アンケート調査及び地域会議にて地域住民・関係団体・観光客等の意見を反映。

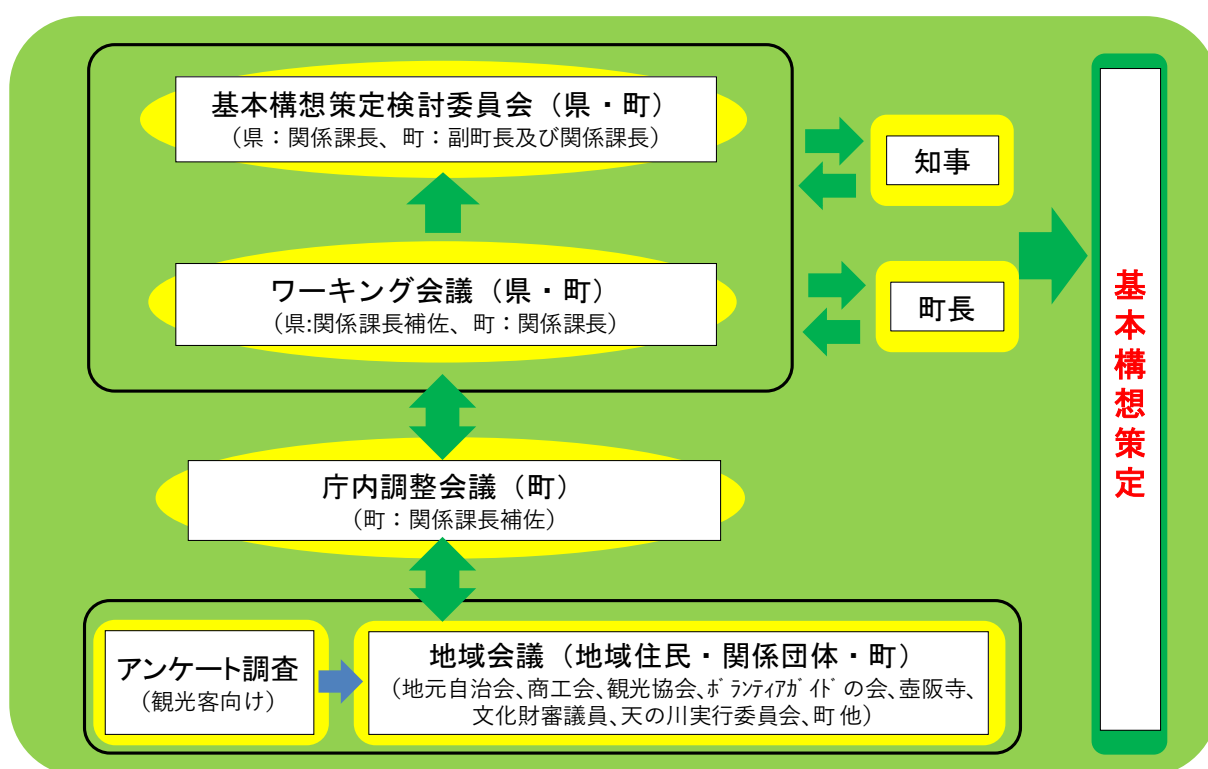


図4 検討体制の例1（高取町 土佐街道及び高取城跡周辺地区）

<ケース2> 大淀町 大淀病院跡地及び近鉄下市口駅周辺地区

まちづくり検討委員会及びワーキング会議（幹事会）は、県及び町職員の他に学識経験者・地域住民・関係団体にて構成、勉強会及びワークショップにて町民の意見を反映。

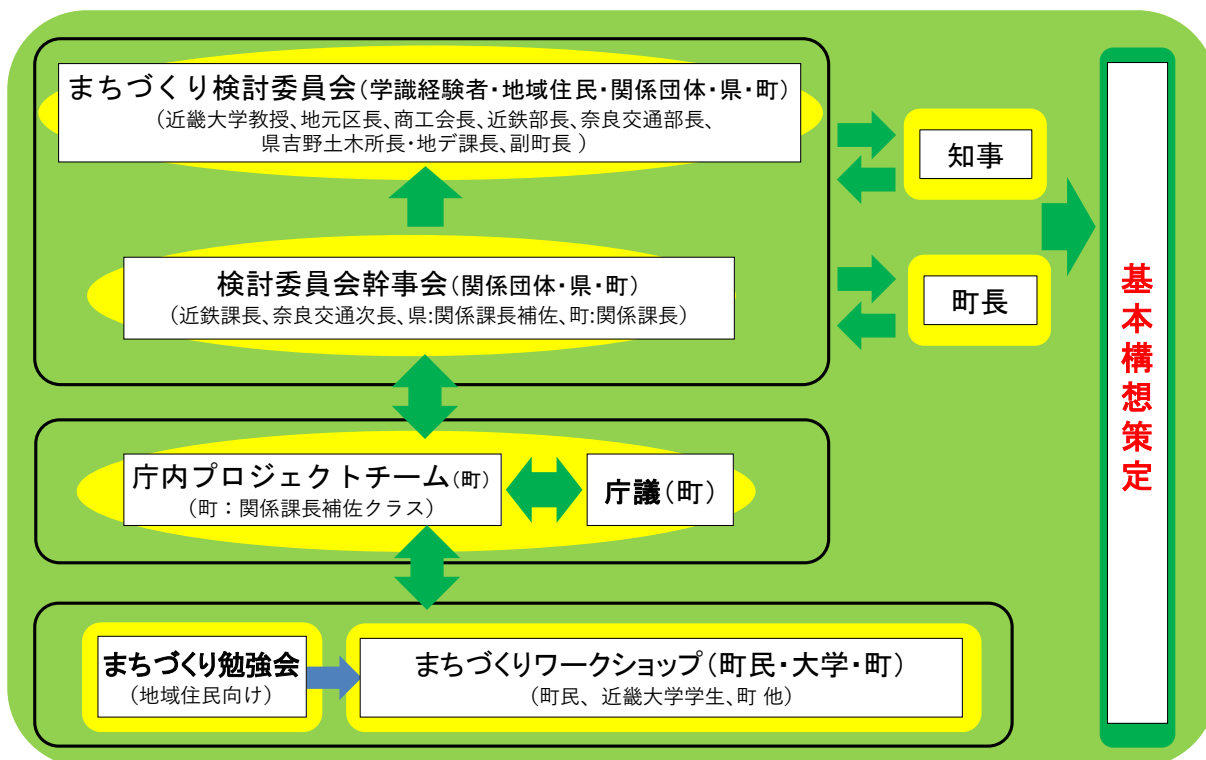


図 5 検討体制の例2（大淀町大淀病院跡地及び近鉄下市口駅周辺地区）

3.2 検討の基本的な流れ

基本構想案の策定にあたっては、まちづくりの内容に合わせて、市町村の関係部署を中心として適切な担当者と連携し、庁内調整を図っていくこと（例：庁内調整会議(高取町)、庁内プロジェクトチーム(大淀町)）が肝要と考えられる。また、県の事前チェックを受けたのちに複数回のワーキング会議・まちづくり検討委員会の開催を経て、構想の熟度を上げていくことが望ましい。

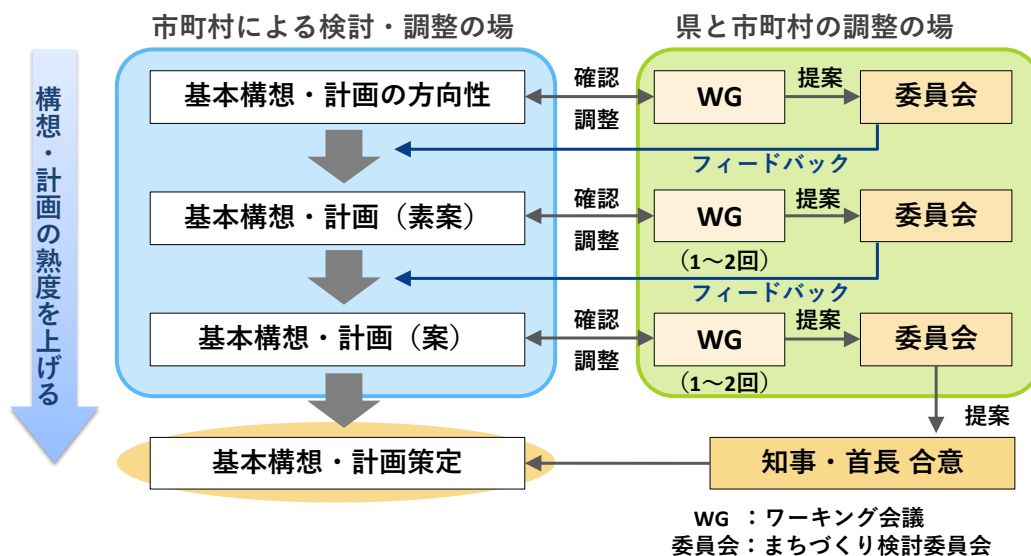


図 6 基本構想検討の基本的な流れ

3.3 住民参加手法

まちづくりについては、行政だけではなく地域住民の意見も踏まえて検討することが重要である。そのため、地域住民や関係団体が参加するワークショップやまちづくり協議会、パブリックコメントなどの様々な手法により幅広く地域の意見を収集するとともに、まちづくりの検討状況や内容を記載した定期刊行物等の発行により地域住民へ広く周知し、合意形成を図りながら検討を進めることが望ましい。

～ まちづくり基本構想検討の進め方の例～

ワークショップを開催し、地域の現状把握や地域の問題点、課題の整理・分析等について、地域住民等から幅広い意見を収集し基本構想に反映。

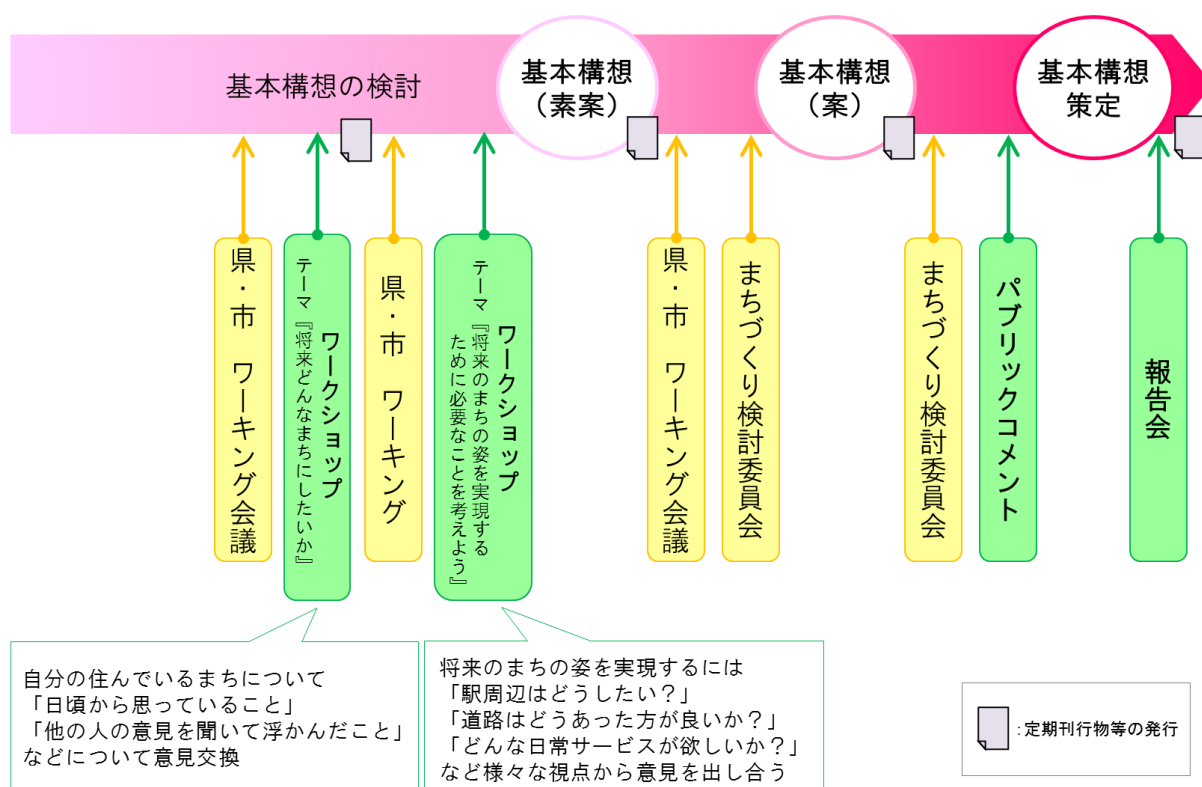


図 7 まちづくり基本構想検討における住民参加の進め方（例）

3.4 まちづくり基本計画策定にあたっての検討体制

まちづくり基本構想策定及び基本協定締結ののち、基本計画を検討するにあたっては、基本構想で構築した検討体制を基本としつつ、まちづくりの担い手となる関係者（地元代表、民間事業者、まちづくり団体等）を含めた検討体制の見直しを行い、地域住民他関係者が必要としている、または実施できる施策を盛り込んでいくことで、基本計画の実効性を高めることが重要である。

3.5 県の検討体制について（参考）

(1) 庁内まちづくり検討チームの構築及びそれぞれの役割・業務について

まちづくり包括協定を締結した地区ごとに、県の検討体制（庁内まちづくり検討チーム）を構築し、全庁的に市町村のまちづくりを支援する。

<庁内まちづくり検討チーム>

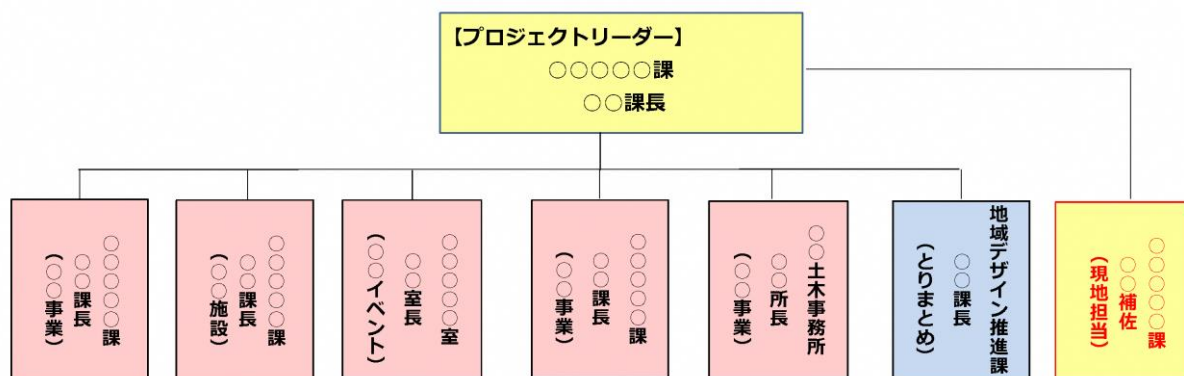


図 8 庁内まちづくり検討チームの構築イメージ

表 1 基本計画の記載事項

	プロジェクトリーダー	現地担当	個別事業担当課	地域デザイン推進課
役割	地区プロジェクト 全体のとりまとめ	現地に入る 地区の担当	地区のまちづくり要素 となる事業の所管	協定全体のとりまとめ 制度の所管
	担当地区において、全体をとり まとめて考えるリーダー	市町村担当者や とりとりし、現地状況を 把握する担当者	検討に参画・調整し、 個別事業を推進	協定地区全体の進捗状 況を把握し、協定制度を 検討、県予算関連を所管
業務	- 基本協定締結、基本構想・計画検討に係る県側窓口 - 地区の進捗管理を把握し、地域デザイン推進課へ報告 - 必要に応じた知事・議会等説明	- 市町村との会議等での事務窓口 - 地区の現地状況を把握し、逐次プロジェクトリーダーへ報告 - 地元との関係性構築に係る取組実施	- 基本構想、基本計画検討に参画・調整 - 事業進捗状況を逐次プロジェクトリーダーへ報告 - 必要に応じた知事・議会等説明	- 制度の検討、対外PR - 包括協定締結に係る県側窓口 - 全体進捗管理（知事・議会等説明） - 県予算要求、交付関係 - 必要に応じた知事・議会等説明

※包括協定締結に係る県側窓口について、都市計画区域を有する市町村は、地域デザイン推進課、都市計画区域を有さない村（十津川村、野迫川村、川上村、上北山村、下北山村、天川村、黒滝村、曾爾村、御杖村、東吉野村、山添村）は、南部東部振興課が行う。

※包括協定締結に係る県側窓口が南部東部振興課の場合、プロジェクトリーダーは南部東部振興課が行う。

4. まちづくり基本構想（地区単位）

4.1 策定する目的

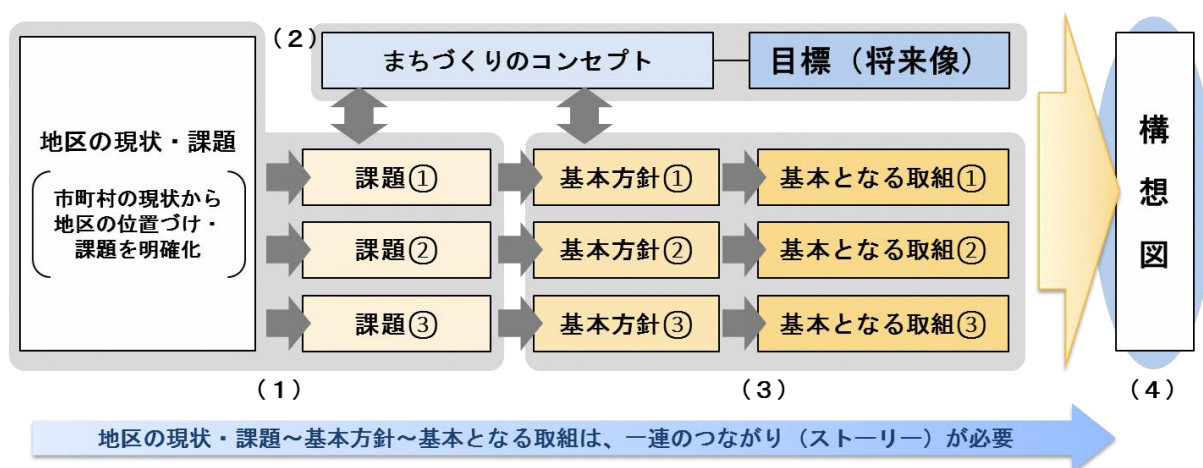
地区の現状や課題を踏まえ、コンセプトや目標を設定し、その目標を達成するための方針、基本となる取組及びまちづくりに取り組む区域について、県と市町村が合意し、該当地区のまちづくりを県と市町村が連携・協力して取組むことで、該当地区の持続的発展及び活性化を図ることを目的として策定するものである。なお、まちづくりの方向性を地区内外で共有するため、基本構想の内容は広く公表することを基本とする。

4.2 記載事項

まちづくり基本構想に記載すべき事項は、以下のとおりである。地区の現状・課題～基本方針～基本となる取組は、一連のつながり（ストーリー）があることに留意して、各事項を記載する。

- (1) 地区の現状、課題
- (2) まちづくりのコンセプト、目標（将来像）
- (3) 基本方針、基本となる取組（基本構想段階）
- (4) 構想図

※ いずれかの項目において、連携推進区域（基本構想段階）を明示すること。



※ つながり（ストーリー）は、1対1で対応する必要はなく、複数の課題に対応する基本方針を設定する場合もある。

図 9 基本構想の流れ

(1) 地区の現状、課題

既往資料や現地踏査等により、地区の状況やまちづくりの取組状況、上位関連計画等現状を整理した上で、社会情勢や該当地区のまちづくりの方向性等を踏まえて、地区の課題を抽出する。

(留意事項)

県では、様々な世代の住民が安心できる健康で快適な生活環境を実現するため、地域の中心となる拠点における都市機能の集約や低未利用地の活用、各地区の特色や地域資源を活かした取組等を進めることにより、賑わいのある住みよいまちづくりを目指している。このため、地区の現状整理、課題抽出にあたっては、県の目指すまちづくりの考え方にも留意して行うこととする。特に、拠点施設へのアクセス区間等でのバリアフリー化による安全で快適な生活環境の実現、我が国を代表する歴史的文化遺産や豊かな自然環境に恵まれている我が県の特色を踏まえた無電柱化や植栽整備、屋外広告物規制等によるまちの良好な景観形成の実現等は、各地区における共通の課題となり得ると考えており、地区の現状整理、課題抽出にあたっては、これらについては必ず検討することとする。

(2) まちづくりのコンセプト、目標（将来像）

まちづくりのコンセプトは、全体の元となる基本的な考え方を関係者間で共有するため、端的にわかりやすいフレーズやキーワードを用いて設定する。

まちづくりの目標では、まちづくりの取組結果として、目指すまちの将来像を具体的に記載する。

(3) 基本方針、基本となる取組（基本構想段階）

まちづくりのコンセプト、目標を踏まえて、地区の課題に対応する基本方針を設定するとともに、基本となる取組を検討する。この時、短期的に達成できる取組から長期的な取組までであることから、可能な限り、取組の優先順位（事業スパン）を設定するとともに将来的な財政状況も考慮しながら検討することが望ましい。

(4) 構想図

以上を踏まえて、まちづくりの構想図を作成する。構想図には、基本方針や基本となる取組をどこで取り組むのかが分かるように記載する。

(5) 連携推進区域の設定

基本構想検討段階(1)～(4)のいずれかの項目において、連携推進区域（基本構想段階）を明示することとする。連携推進区域設定の考え方は以下のとおり。

1) 連携推進区域設定における留意事項

- ・ 連携推進区域とは、地区の基本構想または基本計画において、連携によるまちづくりの検討や事業の実施を行う区域として設定するもの。

2) 連携推進区域設定のポイント

- ・ 取組を重点的に推進する範囲
- ・ 拠点を中心としたまちづくりの影響が直接的に及ぶ範囲
- ・ 拠点と連携した取組が必要な施設や地域資源を含む範囲
- ・ 区域が明示できる範囲

5. まちづくり基本計画（地区単位）

5.1 策定する目的

まちづくり基本構想の実現に向けて取り組む事業について、事業名、事業内容、事業主体、事業スケジュール、事業効果（K P I）等を明確にし、体系的に整理することで、複数事業の事業間調整を図るとともに、幅広い関係者が相互に連携しながら、効率的、計画的に事業を展開できるようにすることを目的として策定するものである。基本計画策定にあたっては、以下に留意すること。

（留意事項）

- ・ 基本構想を実現するための具体的計画であり、基本構想と同様に公表する。
- ・ 基本計画は、5年以内に完了または着手する具体的な取組に加え、それ以降の将来的な取組も含めて策定するもので、5年経過毎に効果検証（公表）を行い、更新（改訂）するものとする。
- ・ なお、基本計画の策定は、各事業における県からの財政支援を担保するものではない。

5.2 記載事項

まちづくり基本計画に記載すべき事項は、以下のとおりである。策定した基本計画は、5年経過毎に効果検証（公表）を行い、必要に応じて改訂（更新）する。

（1）事業一覧

まちづくり基本構想の実現に向けて取り組む事業について、「事業名」、「事業内容」、「事業主体」、「事業スケジュール」等を明確にし、体系的に整理し記載する。

表 2 事業一覧において整理する事項

項目	公表	事業一覧に記載する事業の要件		
		短期的事業	中期的事業	長期的事業
1. 事業名	する	◎	◎	◎
2. 事業内容	する	◎	◎	○
3. 事業主体	する	◎	◎	△
4. 事業スケジュール	する	◎	○	△
5. 事業手法	（可能な限り）する	◎	△	△
6. 概算事業費	しない	◎	○	○

◎：必須（確定） ○：必須（現時点の予定） △：可能な範囲で記載

短期的事業・・・基本計画策定から5年以内に完了する見込みの事業

中期的事業・・・短期的事業に当たらない事業で、基本計画策定から5年以内に着手する見込みの事業

長期的事業・・・短期的事業、中期的事業のいずれにも当たらない事業

※ 基本計画に位置づけられた事業における個別協定の協議は、5年以内に完了または着手する具体的な取組に限ることとする。

(2) 基本計画図

基本計画図には、(1)事業一覧で記載した各事業をどこで取り組むのかが分かるように記載する。

(3) 相関図

(1) 事業一覧に列記された複数の事業が、地区内で相乗効果を発揮しながら効率的、計画的に展開されることが重要である。そのため事業間の調整を促進するとともに、幅広い関係者が相互に連携しながら、事業展開できるよう、各事業の相関関係を明らかにした相関図を作成する。

(4) KPI の設定

KPI (Key Performance Indicators) は、目標の達成度合いを計る定量的な指標のことである。指標設定にあたっては、基本方針、基本となる取組との関係性（因果関係）がわかる指標を採用することとし、事業や施策そのものの成果（アウトプット）ではなく、事業や施策の実施成果から生み出された社会・経済等への効果（アウトカム）を指標として採用することが望ましい。

設定した KPI は、5 年経過毎に測定する必要があることから、測定に要する経済的な負担を考慮して設定する必要がある。また、測定した結果として、目標を達成できなかった場合には、その要因分析を実施し、次の 5 年間の目標、取組の方向性等の見直しをかけ、まちづくりを継続することが肝要である。

5.3 検討体制の見直し

基本構想で構築した検討体制を基本としつつ、まちづくりの担い手となる関係者（地元代表者・民間事業者等）を含めた検討体制の見直しを行い、基本計画の実効性を高めることが重要である。

6. 県による支援について

6.1 技術支援

包括協定・基本協定締結の各段階において、プロジェクトの進捗にあわせ、市町村のまちづくりに対して県から技術支援を実施する。

<主な支援内容>

- ・ 関係機関協議へ参加（鉄道事業者、国など）
- ・ アドバイザーとしての専門的な内容に関する助言
- ・ （体制づくり、事業実施までのプロセス、地元合意の回り方、地元機運の醸成や自主性を育成するための手法）
- ・ 各地区に相応しい先進的な取組事例の紹介
- ・ 事業メニューの紹介
- ・ 人材情報の提供（学識経験者 など）
- ・ まちづくり講習会、セミナーの実施 など

6.2 財政支援（包括協定・基本協定締結段階）

補助対象： まちづくり基本構想・基本計画※、立地適正化計画の策定に必要な経費

補助率： 市町村負担額の 1 / 2

補助上限額：基本構想・基本計画あわせて、20,000千円／地区

補助対象期間：事業毎に 2 年以内

※基本計画の策定に必要な経費の補助申請にあたっては、「地方創生推進交付金」の活用を検討することとする。この場合、交付金(国庫補助金)を除いた経費を補助対象経費とする。

6.3 財政支援（個別協定締結段階）

(1) ハード事業への県費補助

補助対象：

- ・ まちづくりの中心となる拠点施設の整備や拠点施設周辺の公共インフラの整備等に係る事業に要する経費。
- ・ 原則、連携推進区域（※1）内で行われる事業で、基本構想または基本計画において事業が明確に位置づけられている事業を対象とする。
- ・ 原則、国の財政支援（国庫補助金又は交付税措置）がある事業を対象とし、使用料収入等を主な財源として運営を行う施設や県との役割分担、すみ分けの観点から、市町村が整備すべき施設に係る事業は対象外とする。（※2）
- ・ 個別具体の事業の取扱い、協議により知事が決定。

例 対象施設： 観光案内所、駅、駅前広場、公園、地域包括ケアシステム関連施設、子育て支援関連施設、文化関連施設、駅ナカアンテナショップ、バスターミナル、無電柱化、(遊)歩道、拠点施設へアクセスする市町村道（※3）

対象外施設：病院、公営住宅、庁舎、駐車場

※1 地区の基本構想または基本計画において、連携によるまちづくりの検討や事業の実施を行う区域として設定するもの

※2 ただし、本来県で整備すべきまちづくりの中心となる拠点施設等に関して、市町村が整備する事業については、補助対象とする。

※3 地域における主要なアクセス道で、2車線以上の道路との接続部分からまちづくりの中心となる拠点施設までの区間内を対象とする。

補助率：原則、市町村の公債費のうち、地方交付税算入額を差し引いた額の1/4

補助の方法：事業年度の翌年度に一括で補助

(市町村が補助金を減債基金等に積み立て、補助事業の市町村債償還へ充当することとする。)

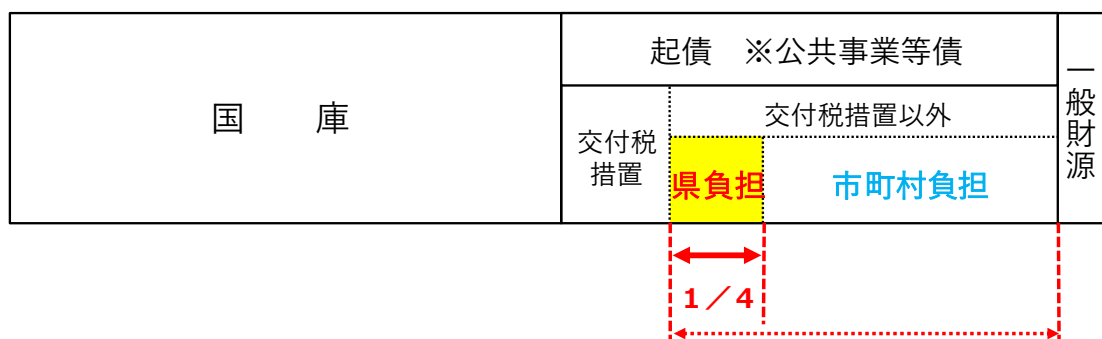


図 10 ハード事業への県費補助のイメージ

＜ハード事業への県費補助にかかる留意点＞

- ・ 補助対象については、全ての要件を満たすことが必要（一つでも要件を満たさないものがあれば補助対象とはならない）。
- ・ 「まちづくりの中心となる拠点施設」とは不特定多数が利用可能な施設のことを指し、利用者が限定されている施設については、原則、「まちづくりの中心となる拠点施設」とならない（例えば、宿舍や公営住宅のように利用者が限定される施設は対象外）。
- ・ 国の財政支援（国庫補助金又は交付税措置）については、市町村にとって、最も有利なものを充当するよう検討すること。なお、国庫補助金又は交付税措置のどちらかの支援があれば、ハードの補助対象とはなるが、片方のみの場合はその理由を整理する必要がある。
- ・ 国庫補助事業にかかる公債費（起債にかかる償還費用のうち、交付税措置額を除いたものを言う。以下同じ。）のみ、県補助対象となる（図10参照）。なお、国庫内示割れに伴う地方単独事業にかかる公債費については、原則として県補助対象とはならない（図11参照）。
- ・ 使用料収入が主な財源となる施設は、ハード補助の対象外となるが、疑義がある場合は、地域デザイン推進課に確認すること。
- ・ 画一的な判断が困難な個別具体の事業の扱いについては、協議により決定すること

としているが、協議の透明性を確保する観点から、以下のとおり判断基準を示す。

- ・拠点施設周辺の公共インフラの整備については、拠点整備に必要不可欠と認められるもの、構想の実現に向けた特別な事業効果が認められるものに限る。

(1) 観光案内サインの補助要件、範囲については、以下のとおりである。

<補助要件>①・②の全てを満たすこと

- ① 観光振興を主目的とするまちづくり基本構想の実現に直接資すると認められるもの
- ② 奈良県「観光案内サイン整備ガイドライン」または国、市町村が策定するガイドラインに基づき整備されるもの。

<範囲>

○歩行者系観光案内サイン

- ・歩行者を対象に、観光行動の起点（駅・バス停・駐車場・拠点施設等）から拠点施設に至るまでの主要な経路上に設置するものであって、特に必要と認められるものに限る。

○車両系観光案内サイン

- ・車での観光客を対象に、拠点施設への主要なアクセス道路の経路上で、拠点施設を案内する目的で設置するものであって、特に必要と認められるものに限る。

(2) バリアフリー化の補助要件、範囲については、以下のとおりである。

<補助要件>①・②の全てを満たすこと

- ① まちづくり基本構想の実現に直接資すると認められるもの。
- ② 市町村が策定する「バリアフリー基本構想」に基づく整備であるもの。

<範囲>

- 起点（駅・バス停・駐車場等）からまちづくりの中心となる拠点施設まで、または拠点施設間を結ぶ徒歩により通常利用する道路とする。

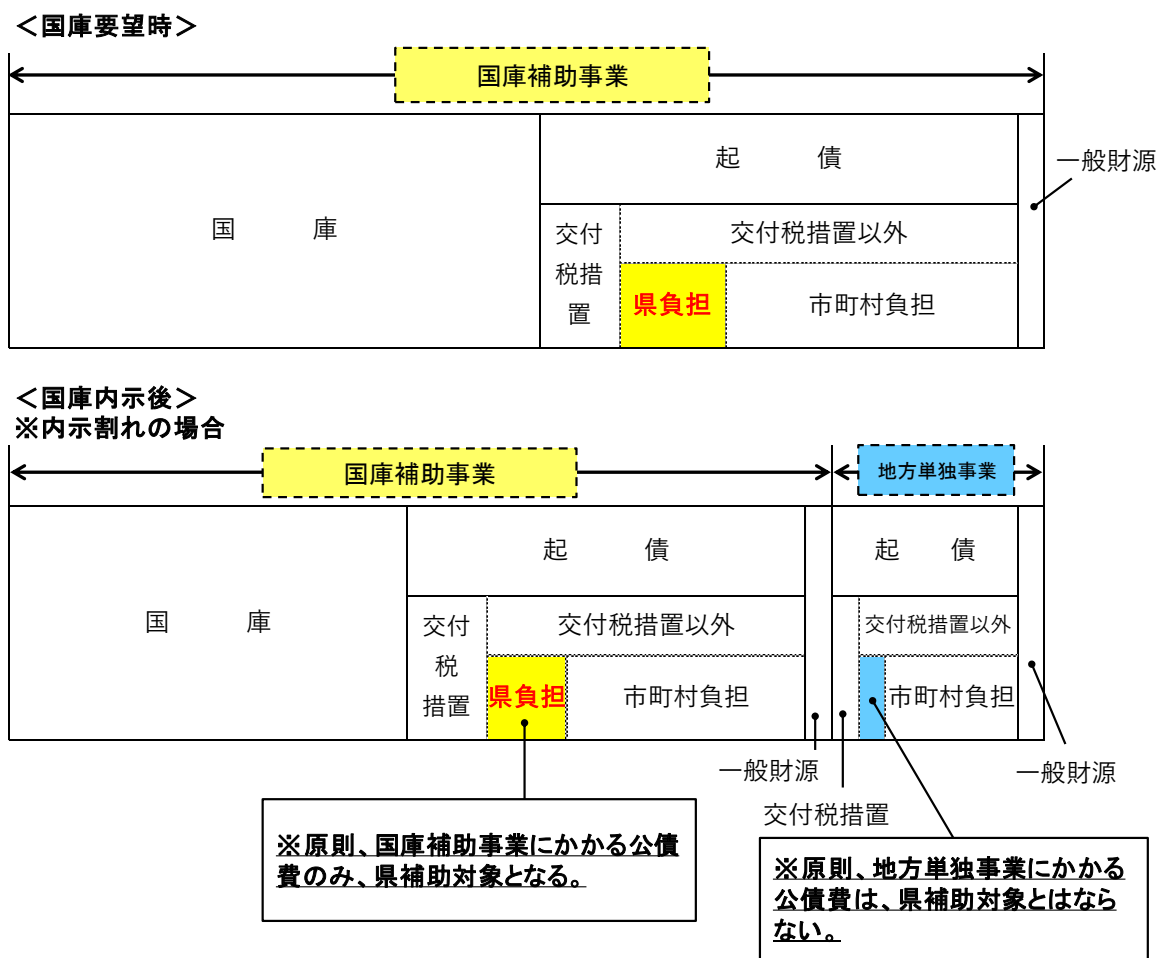


図 11 国庫補助事業における県費補助のイメージ

(2) ソフト事業への県費補助

地区の持続的発展や活性化を企図した、賑わいづくりの「イベント」や「地域における移動の確保、ハード事業の事業化のための調査等」に資する取組に要する経費

1) 前提条件

- ① 市町村が作成する「地方版総合戦略」に位置づけられる事業は、原則として交付金を活用する。(※1)
- ② 原則、既存の県補助事業で支援できる事業は、既存事業を活用する。(※2)

(※1) 補助申請にあたっては、「地方創生推進交付金」等の活用を検討することとする。この場合、交付金(国庫補助金)を除いた経費を補助対象経費とする。

(※2) この場合、本補助金の適用は受けない。

2) 補助内容

補助内容は、ソフト事業の内容によって、原則、以下に示すとおりである。

表 3 補助内容

補助対象	イベント	地域における移動の確保 ハード事業の事業化のための調査等
補助率	市町村負担額の 1 / 2	市町村負担額の 1 / 2
補助上限額	20,000 千円 / 地区・総事業年	20,000 千円 / 地区・総事業年
補助対象 期間	個別協定締結から 3 年 (3 年を超える場合は別途協議)	個別協定締結から 3 年
適用交付 要綱	(マルシェを除く) ・ 市町村とのまちづくり事業イベン ト補助金交付要綱 (マルシェ) ・ 奈良の農・林・食賑わい創出支援 事業補助金交付要綱	(地域における移動の確保) ・ 未制定 (ハード事業の事業化のための 検討・計画・調査) ・ 市町村とのまちづくり事業調査費 等補助金交付要綱

3) 補助対象の要件・考え方

【共通】

- ① 原則、連携推進区域内で行われる事業で、基本構想または基本計画において、事業が明確に位置づけられること。
- ② 原則、まちづくりの拠点施設と一体となって効果を発現する事業。(※3)
(※3) まちづくり拠点施設内で実施される事業もしくは拠点施設と密接に関連した事業。

【イベント】

- ① 新規に実施されるもので継続性が認められるもの。(※4)
- ② 広く(市外から)人を呼び込み、地域内外の交流を促進するもの。(※5)
※補助先が確定している場合に限り、民間が実施する取組に対する市町村からの補助も対象とする。
(※4) 既存事業のリニューアルは新規と見なさない。
個別協定の協議時に事業計画書(補助期間を超えた継続実施の予定が確認できる内容のもの)を提出することとし、補助完了年度に効果検証を行い、結果を報告することとする。
(※5) 地域内の住民のみを対象とした交流事業は対象外とする。

【地域における移動の確保等】

- ① バスの運行・レンタサイクル等、地域における移動の確保に必要な事業(検討中)。

【ハード事業の事業化のための検討・計画・調査】

- ① まちづくりの中心となる拠点施設や拠点施設周辺の公共インフラ整備の事業化のための検討・計画・調査。(※6)
(※6) 起債の対象とならないものが対象。
ハード事業への県費補助の適用は、別途協議が必要。

4) 対象事業の例

【イベント】

- ・ 独自の地域資源を活かした名物行事として新たな観光資源となり得るイベント
- ・ 広域的な集客が見込まれるマルシェ
- ・ 空き家利活用・移住促進のためのイベント・セミナー・ツアー
- ・ 拠点施設や地域資源のPRイベント など

【地域における移動の確保等】

- ・ 拠点施設整備事業化検討
- ・ 予備設計（アクセス道路、駅前広場、公園等）
- ・ （まちなみ景観形成を基本方針に掲げている地区における）修景基準策定 など

5) 対象外事業の例

【イベント】

- ・ ふるさと祭り、盆踊り、カラオケ大会、（地区内）スポーツ大会・運動会、
- ・ 防災訓練、清掃活動
- ・ マップ・パンフレット・HP・アプリ・ロゴの作成
- ・ （主に地区内の住民を対象とした）医療・健康セミナー
- ・ 観光案内ガイドにかかる人件費、特産品研究開発費
- ・ まちづくり活動団体や人材育成への支援

(3) 県有資産の貸付・譲渡

市町村により県の普通財産がまちづくりへ有効活用されることを促進するため、県と個別協定を締結した場合、その貸付料または譲渡額について一定の割合を減額し、市町村の財政負担の軽減を図る。

支援内容：現行の減額基準を20%かさ上げ

支援期間：貸付については、貸付期間を通して適用

〈かさ上げ後の減額率〉

用途		現行の減額基準	まちづくりによる かさ上げ後
(1) 公共用	公民館、学校、病院、 福祉施設、道路など	20%～30%	40%～50%
(2) 公用	庁舎、研究所など	10%～20%	30%～40%
(3) 公益事業用	水道事業、ガス事業など	15%	35%
過疎地域		上記(1)～(3)に 20%を加算	50%～70%

7. まちづくりの進め方(留意点)について

7.1 関係主体が連携・協働するまちづくり

策定した基本構想・基本計画を実現するためには、まちづくりに関わる主体が、各々の活動を通じて、まちづくりに積極的に取り組んでいくことが必要となる。

県と市町村だけでなく、民間と行政、民間相互など複数の主体が連携・協働することにより、個々の事業ではなしえない相乗効果を生み出し、まち全体の価値向上につなげていくことが求められる。

7.2 地域の担い手の確保

持続的にまちづくり活動を推進していくためには、最終的には、地域住民や民間事業者等が地域の担い手となり、自ら主体的にまちづくりを進められる環境を整える必要がある。基本構想・基本計画の策定段階における議論の場は、地域住民や民間事業者がまちづくりに関わるきっかけの一つであり、様々な形でまちづくりに参画いただくことで、まちづくりの輪を広げていくことが肝要である。

7.3 PDCAサイクル

基本計画策定後には、5箇年経過毎に検証していく必要がある。それと同時に、その時々地域のニーズに応じて、適宜、基本計画の見直しをかけ、まち全体の価値が高まるよう、スパイラルアップするまちづくりを進めていくことが望ましい。

<問い合わせ窓口>

奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局 地域デザイン推進課

〒630-8501 奈良市登大路町 30

TEL 0742-27-5433

HP <http://www.pref.nara.jp>

令和元年 5 月